

防衛省訓令第 6 0 号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号）第 4 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 9 条の規定に基づき、防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 8 月 2 5 日

防衛大臣 小池 百合子

防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する訓令

改正 平成21年 3 月11日省訓第 4 号
平成22年 4 月 1 日省訓第15号
平成22年 6 月21日省訓第24号
平成28年 3 月31日省訓第35号
平成28年12月28日省訓第72号
平成30年12月26日省訓第46号
令和 5 年 3 月31日省訓第25号

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、防衛省に勤務する一般職に属する職員（自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 条第 2 項に定める部局に勤務し、又は同項に定める職にある職員に限る。以下「一般職の職員」という。）に係る勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等に関する権限の委任）

第 2 条 一般職の職員に係る次の各号に掲げる防衛大臣の権限については、大臣官房長が行うものとする。

- (1) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号。以下「育児休業法」という。）第 1 7 条若しくは第 2 5 条の規定により読み替えて適用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（以下「勤務時間法」という。）第 5 条第 1 項ただし書の規定に基づく育児短時間勤務職員（育児休業法第 1 3 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。）若しくは任期付短時間勤務職員（育児休業法第 2 3 条第 2 項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は勤務時間法第

- 5 条第 2 項の規定に基づく定年前再任用短時間勤務職員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 60 条の 2 第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の 1 週間当たりの勤務時間の設定
- (2) 勤務時間法第 6 条第 1 項ただし書の規定（育児休業法第 17 条又は第 25 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の週休日（勤務時間法第 6 条に規定する週休日をいう。以下同じ。）の設定
- (3) 勤務時間法第 6 条第 2 項ただし書の規定（育児休業法第 17 条又は第 25 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り
- (4) 人事院規則 10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）第 7 条第 2 項の規定（同規則第 13 条の規定により準用する場合を含む。）に基づく深夜勤務（同規則第 2 条第 2 号に規定する深夜勤務をいう。）の制限の請求をした一般職の職員に対する通知
- (5) 人事院規則 10－11 第 11 条第 2 項の規定（同規則第 13 条の規定により準用する場合を含む。）に基づく超過勤務（勤務時間法第 13 条第 2 項に規定する勤務をいう。以下「超過勤務」という。）の制限の請求をした一般職の職員に対する通知
- (6) 人事院規則 10－11 第 11 条第 3 項の規定（同規則第 13 条の規定により準用する場合を含む。）に基づく超過勤務制限開始日（同規則第 11 条第 1 項に規定する超過勤務制限開始日をいう。）の変更
- (7) 人事院規則 15－14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 3 条第 1 項第 1 号イ及び第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イの規定によるあらかじめ定める時間の定め
- (8) 人事院規則 15－14 第 3 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 項第 1 号イ(2)の規定によるあらかじめ定める日の定め
- (9) 人事院規則 15－14 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号ロ並びに第 4 条の 3 第 1 項第 3 号の規定によるあらかじめ定める連続する時間の定め
- 2 一般職の職員に係る次の各号に掲げる防衛大臣の権限については、労務管理課長に係るものにあつては地方協力局長が、労務管理課長以外の一般職の職員に係るものにあつては労務管理課長が行うものとする。
- (1) 勤務時間法第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定（育児休業法第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による一般職の職員の勤務時間の割振り
- (2) 勤務時間法第 8 条の規定に基づく週休日の振替又は 4 時間の勤務時間の

週休日への割振り

- (3) 勤務時間法第13条第1項の規定（育児休業法第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく正規の勤務時間以外の時間における宿日直勤務（勤務時間法第13条第1項に規定する勤務をいう。以下「宿日直勤務」という。）の命令
 - (4) 勤務時間法第13条第2項の規定（育児休業法第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく超過勤務の命令
 - (5) 勤務時間法第13条の2第1項の規定に基づく超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。）の指定
 - (6) 勤務時間法第15条第1項の規定に基づく休日（同項に規定する休日をいう。以下同じ。）の代休日（同項に規定する代休日をいう。）の指定
 - (7) 勤務時間法第17条第3項の規定に基づく年次休暇（同条第1項に規定する休暇をいう。）の承認
 - (8) 勤務時間法第21条の規定に基づく病気休暇（勤務時間法第18条に規定する休暇をいう。）、特別休暇（勤務時間法第19条に規定する休暇をいう。）、介護休暇（勤務時間法第20条第1項に規定する休暇をいう。）及び介護時間（勤務時間法第20条の2第1項に規定する休暇をいう。）の承認
 - (9) 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第21条の2第1項の規定に基づく総合的な健康診査を受けるために勤務しないことの承認
 - (10) 人事院規則10-6（職員のレクリエーションの根本基準）第5条の規定に基づくレクリエーション行事に参加するために勤務しないことの承認
 - (11) 人事院規則10-7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）第5条の規定に基づく妊産婦である女子職員（同規則第3条第1項に規定する妊産婦である女子職員をいう。）が保健指導又は健康診査を受けるために勤務しないことの承認
 - (12) 人事院規則10-7第6条第2項の規定に基づく妊娠中の女子である一般職の職員が母体又は胎児の健康保持のため、休息し、又は補食するために勤務しないことの承認
 - (13) 人事院規則10-7第7条の規定に基づく妊娠中の女子である一般職の職員が通勤の緩和のために正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて勤務しないことの承認
 - (14) 人事院規則15-14第13条第2項の規定に基づく休日又は国の行事が行われる日で人事院が指定する日における宿日直勤務の命令
（1日の勤務時間の割振り等）
- 第3条 勤務時間法第6条第2項本文の規定による一般職の職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分まで（大臣官房長が指定する

ものにあつては、午前9時30分から午後6時15分まで)とし、勤務時間法第9条の規定による休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大臣官房長は、人事教育局長の定めるところにより、休憩時間について別段の定めをすることができる。

(早出遅出勤務)

第4条 前条の規定にかかわらず、大臣官房長は、次の各号に掲げる場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、一般職の職員に早出遅出勤務をさせることができる。

- (1) 一般職の職員が人事院規則10-11第3条の規定(同規則第13条の規定により準用する場合を含む。)による早出遅出勤務を請求した場合
- (2) 一般職の職員が人事教育局長の定めるところにより、職務に関連性のあ
る夜間大学の課程、セミナー、資格講座等による修学等をするため、早出
遅出勤務を請求した場合
- (3) 一般職の職員が人事院規則15-14第4条の5の2に規定する職員で
あつて、早出遅出勤務を請求した場合

- 2 前条の規定にかかわらず、大臣官房長は、国会関係、国際関係、法令協議、
予算折衝等の業務に従事する当該一般職の職員の超過勤務の縮減等を図るた
め早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にあっては、人事教育局長
の定めるところにより、当該職員に早出遅出勤務をさせることができる。

(職員の申告による勤務時間の割振り)

第5条 第3条の規定にかかわらず、大臣官房長は、人事教育局長の定めるところにより、一般職の職員が勤務時間法第6条第3項又は第4項の規定(育児休業法第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)による申告をした場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該一般職の職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる。

(委任規定)

第6条 この訓令の実施について必要な事項は、人事教育局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月11日省訓第4号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日省訓第15号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月21日省訓第24号)(抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日省訓第 35 号）（抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日省訓第 72 号）（抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 26 日省訓第 46 号）
この訓令は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日省訓第 25 号）
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。